

和 理 士 法 人  
和 社 会 保 険 労 務 士 法 人  
和 一 般 社 団 法 人

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地 40・6F  
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

May, 2017

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 労働保険の年度更新が始まります

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）を単位として計算されます。まず概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算することになっています。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きを7月10日までに行わなければなりません。これが「年度更新」の手続きです。なお、一定の要件を満たした事業所については、保険料の分割納付が認められます。

手続きが遅れますと、国が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課されることがあるため、ご注意ください。

## キャリアアップ助成金に変更されました

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善**の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、厚生労働省の助成金の中でもよく活用されている助成金の一つです。

平成29年4月1日にこのキャリアアップ助成金の内容が一部変更されました。今回は改正された内容のうち、特に多くの中小企業で活用されている「**正社員化コース**」についてご説明します。

「正社員化コース」は、有期契約労働者等の非正規労働者を正社員等に転換または直接雇用した場合に助成されますが、平成29年4月以降は以下の助成金額に変更となりました。

平成29年3月以前

平成29年4月以降

	助成金額
有期→正規	1人当たり600,000円 大企業の場合は450,000円
有期→無期	1人当たり300,000円 大企業の場合は225,000円
無期→正規	1人当たり300,000円 大企業の場合は225,000円
有期→多様な正社員	1人当たり400,000円 大企業の場合は300,000円
無期→多様な正社員	1人当たり100,000円 大企業の場合は75,000円
多様な正社員→正規	1人当たり200,000円 大企業の場合は150,000円



	助成金額
有期→正規	1人当たり570,000円<720,000円> 大企業の場合は427,500円<540,000円>
有期→無期	1人当たり285,000円<360,000円> 大企業の場合は213,750円<270,000円>
無期→正規	1人当たり285,000円<360,000円> 大企業の場合は213,750円<270,000円>

※<>は生産性の向上が認められる場合の額です  
※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）は正規雇用労働者に含まれることとなりました。

また、今年からは、企業における生産性向上の取り組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金を利用する場合に、その助成額又は助成率が割増されることとなりました。具体的には、申請する企業において、助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年前に比べて6%以上伸びている場合に助成額が増額加算されます。

尚、「生産性」は次の計算式によって計算されます。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

助成金の受給のためには、事前の計画書の届出や就業規則の整備など様々な要件が必要となります。

興味がある方は社会保険労務士法人 和 助成金チーム(06-6944-4117 内線206)までお気軽にご連絡ください。

## 5月30日施行！改正個人情報保護法の概要

改正個人情報保護法が、いよいよ平成29年5月30日に施行されます。主な改正ポイントは以下5点です。

### 1. 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義として、以下の情報が対象となることが明確化されました。

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認証データ、指紋認証データ）
- ・対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

### 2. 要配慮個人情報の規定の新設

人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報等に該当する情報を「要配慮個人情報」とし、当該情報の取得に際しては、原則、本人の同意を得ることが義務化されました。

### 3. 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報（特定の個人を識別できないよう加工した情報で、個人情報を復元できないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いより緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進されることになりました。

### 4. 第三者提供に係る確認・記録義務

第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得の経緯を確認した上、その内容等の記録を作成し、一定期間保存することが義務付けられました。これは、第三者に個人データを提供した際も同様の取り扱いとなります。

### 5. 小規模事業者への配慮

取り扱う個人情報の数が5,000人分以下である事業所はこれまで個人情報保護法の規制対象外でしたが、今回の改正で規制の対象となりました。

第三者提供について、社会保険労務士法人 和は一昨年、プライバシーマーク認証を取得し、更に今年4月、特定個人情報に対応したSRPⅡ認証（社会保険労務士個人情報保護事務所認証）事業所となりました。

(文章担当:床田・大北・金)

## ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

**Q. 硬貨が2枚あり、合わせて150円です。その内一方が50円玉ではないとすると2枚は何と何でしょうか？**

先月のQ. 1～10番まである駐車場に車を止められないのは何番？

先月の答え：9番(車は急(9)に止まれないから)